

第十八條

大会ハ本組合ノ最高機關ニシテ各支部ニ於テ組合員十名ニ
出シタル代議員ヲ以テ構成スルモノトス

代議員ノ選出方法ハ各支部ニ於テセラ定メ其資格ヲ證明ス
ル信任狀ヲ大会ニ提出スルモノトス

第十九條

常任執行委員長及支部委員長ハ大会ニ於テ其資格ヲ證明
シ決議權ヲ有セス

第二十條

大会ハ毎年一回定期ニ開催シ執行委員長セテ召集ス
但シ執行委員会セテ必要ト認メタルトキ又ハ組合員三分
ノ一以上ノ請求アリタル場合ハ臨時大会ヲ開催スルモノト
ス

第二十一條

大会ノ議長ハ代議員中ヨリセラ選出ス

第二十二條

大会ハ代議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ成立セス

第二十三條

大会ニ必要ナル事項ハ大会開催前ノ執行委員会ニ於テセテ
定ム

第二節 執行委員会

第二十四條

執行委員会ハ大会ヨリ次期大会迄ノ最高機關ニシテ執行
委員長及執行委員ヲ以テ構成シ大会ノ決議執行ノ責任ヲ負

日本組合ノ事業遂行ニ必要ナル緊急事項ニ関スル決議ヲ行フ
モノトス

第二十五條

執行委員長ハ大会ニ於テ選舉ス

第二十六條

執行委員ハ各支部ノ選挙區トシテ一ノ比率ヲ以テ大会ニ於
テ選出スルモノトス

一 五十名未満三名 二 五十名以上百名迄四名

三 五十名以上百名迄四名 四 五十名以上二百名迄四名

執行委員ノ数ヲ超ヘタルトモハ自名ヲ増スルモノヲ加フ

執行委員ノ数ヲ超ヘタル場合ハ一ノ選挙區タル支部ニ
於テ補充選出スルモノトス

但シ次期大会ニ於テ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十七條

執行委員会ハ毎月一回定期ニシテ開催シ執行委員長セテ召集
ス

但シ常任執行委員会セテ必要ト認メタルトキ又ハ執行委員
三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ緊急執行委員会ヲ開催
スルモノトス

第三節 常任執行委員会

第二十八條

執行委員会ハ選舉ニシテ執行委員長ヲ含メ七名ノ常任執行
委員会ヲ設ケ執行委員会ノ決議ヲ執行スルモノトス